

# 第4次福井県子どもの読書活動推進計画 (案)

～ワクワク・ドキドキ

「読書って楽しい」、「知ることってうれしい」をサポート～

令和7年3月

福井県教育委員会

## 目 次

第1章 第4次計画の策定にあたって……………	4
・ 計画策定の趣旨	
・ 計画の位置付け	
・ 計画の期間	
・ 対象とする範囲	
第2章 第3次計画(R2～R6)における取組と成果、および課題……………	6
・ 第3次計画の概要	
・ 家庭における読書活動推進	
・ 地域における読書活動推進	
・ 学校等における読書活動推進	
・ 全ての活動の基礎となる県の取組み	
・ 指標の動き、現状と課題	
第3章 子どもを取り巻く情勢の変化……………	23
・ 読書バリアフリー基本計画の策定	
・ 教育におけるデジタル化の進展	
・ 第6次「学校図書館整備等5か年計画」の策定	
・ 学習指導要領の改訂と実施	
・ こども基本法の成立	
・ 新型コロナウイルスの感染拡大	
・ 第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定	
第4章 第4次計画……………	27
・ 基本目標	
・ 基本方針	
・ 取組みにおける新たな視点	
・ 第4次推進計画における取組み	
(1) 家庭における取組み	
(2) 地域における取組み	
(3) 学校等における取組み	
(4) 全ての活動の基礎となる県の取組み	
・ 目標の設定	

資料1 委員名簿

資料2 策定経過

資料3 関係法令等

- (1) 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第五次計画) の概要
- (2) 子どもの読書活動の推進に関する法律
- (3) 学校図書館法
- (4) 文字・活字文化振興法
- (5) 視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律(読書バリアフリー法)
- (6) (答申)これからの時代に求められる国語力について
- (7) 学習指導要領(抜粋)
- (8) 第6次学校図書館図書整備等5か年計画(概要)
- (9) 学校図書館ガイドライン
- (10) 学校司書モデルカリキュラム

資料4 福井県内公共図書館一覧

資料5 令和5年度 福井県図書館統計

資料6 市町別 学校図書館図書標準の達成状況

資料7 司書教諭発令状況および学校司書配置状況

資料8 各市町策定の子ども読書活動推進計画(リンク集)

## 第1章 第4次計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でそのための環境整備をしていくことが重要です。

国は、平成13年に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。その後、おおむね5年ごとに計画を改定、令和5年3月には、第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

本県においては、平成15年4月に「福井県子どもの読書活動推進計画」を策定して以降、平成22年3月には第2次計画となる「元気ふくいっ子読書活動推進計画」を、令和2年3月には「第3次福井県子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもが自主的に本に親しみ、読書を楽しむための環境整備を推進してきました。

国の第5次計画を受け、本県においても、これまでの取組み・成果と課題を踏まえ、情勢の変化に対応し、子どもが本と出会い読書を楽しむ環境整備に向けて、計画を策定します。

本計画は、今後おおむね5年間の本県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組みを示すものです。

また、市町が子どもの読書活動の推進に関する計画を策定される際の基本となるものです。各市町は各市町における状況等を踏まえて、子どもの読書活動推進計画を策定するよう努めなければならない<sup>2</sup>とされています。

### 2. 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項に規定する「都道府県子ども読書活動推進計画」として策定するとともに、「福井県教育振興基本計画」を踏まえた個別計画に位置付けるものです。

### 3. 計画の期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

<sup>1</sup> 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月)第2条「基本理念」

<sup>2</sup> 同 第9条「都道府県子ども読書推進計画等」第2項

#### 4. 対象とする範囲

- ・ 本計画の「子ども」は、0歳からおおむね18歳以下の者とします。
- ・ 子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力を養う読書活動の推進は不可欠です。子どもたちは、読書を通じて、多くの知識を得、多様な文化への理解を深めることができます。また、心に残る名作などの文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われます。
- ・ 本計画が対象とする読書の範囲は、1冊の文学作品を読み通すことだけでなく、資料を読むことも対象とします。
- ・ 読書とは、楽しむために文学作品（主に9類<sup>3</sup>）を読むことだけでなく、興味を持ったことについて実用書、ノンフィクション等（主に0～8類）を読むこと、何かを調べたり学んだりするために本（図鑑、辞典、事典等を含む）や、新聞、雑誌を読むこと等、幅広い活動があります。読み聞かせ、ストーリーテリング<sup>4</sup>など、耳から聞くことも読書に含まれます。
- ・ 社会のデジタル化の進展等に伴い、電子書籍の普及が進み、読書バリアフリー法<sup>5</sup>の施行により、バリアフリー図書（大活字本<sup>6</sup>、LLブック<sup>7</sup>、マルチメディアDAISY図書<sup>8</sup>等）など様々な形式で読める本が増えています。
- ・ これらを踏まえ、本計画での読書の媒体は、図書、雑誌、新聞等の紙資料のほか、電子書籍等を含みます。

<sup>3</sup> 日本十進分類法（NDC）による分類記号。「日本十進分類法（NDC）」は、日本の多くの図書館で使われている図書の分類法。主題によって、0から9までの数字を用いて、10の大きな主題に図書を分類している。

日本十進分類法（NDC）による分類記号 0：総記、1：哲学、2：歴史・地理、3：社会、4：自然科学、5：工業、6：産業、7：芸術・スポーツ、8：言語、9：文学

<sup>4</sup> ストーリーテリング：昔話や創作の物語などを覚えて自分のものにして、語ること。「お話」ともいう。

<sup>5</sup> 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」（令和元年6月）

<sup>6</sup> 大活字本：弱視などで通常の活字が小さくて読みづらい人のために、大きな文字で書かれた図書

<sup>7</sup> LLブック：知的障がいのある人、日本語を母語としていない人など本の内容を理解することが苦手な人でも読めるようやさしく、わかりやすく書かれている図書。「LL」とはスウェーデン語で「LättLäst」（英語ではeasy to read）の略

<sup>8</sup> マルチメディアDAISY（デイジー）図書：発達障がい、知的障がい、上肢障がい、視覚障がいなどのために通常の図書を読むことが困難な人のための録音図書

## 第2章 第3次計画（R2～R6）における取組みと成果、および課題

### 1. 第3次計画の概要

令和2年3月に策定した第3次計画では以下のとおり基本目標と、3つの基本方針を掲げ、家庭、地域、学校等で、様々な取組みを進めました。

#### 基本目標

「子どもが自主的に本に親しみ、みんなで読書を楽しむ環境づくり  
～「読みたい!知りたい!」を育み、  
「読書って楽しい わかるってうれしい」をサポート～」

#### 基本方針

- (1) 適切な読書指導ができる人づくり  
子どもの発達段階に応じた読書指導を行うことのできる人材の育成を図り、子ども一人ひとりの個性に合った本の適切な出会いを目指します。
- (2) 本との新たな出会いづくり  
子どもと本が、新たに出会うことのできる取組みを推進します。また、市町への支援を通して、子どもの身近な場所での読書環境整備を図ります。
- (3) 子どもの読書に関わる情報の提供・共有  
子どもの読書活動に関わる有効な情報について、教員や保護者をはじめ子どもに関わる全ての方々に提供していきます。また、情報を広く共有し、図書館、書店、企業等と連携を図ります。

## 2. 家庭における読書活動推進

### (1) 主な取組み

- ・ 読み聞かせや絵本の重要性を普及、啓発する絵本講座を開催しました。
- ・ 乳幼児への読み聞かせ推進に効果的なブックスタート<sup>9</sup>事業を、県内全市町において継続して実施しました。

【ブックスタート実施市町数】

年度	R1	R6
実施市町数	17市町	17市町

県教育庁生涯学習・文化財課調査

- ・ 子どもの成長段階に応じた推奨図書<sup>10</sup>を掲載した小冊子を図書館や書店で配布し、保護者に周知しました。
- ・ PTA 活動と連携し、読書の楽しさや重要性についての講座を開催しました。
- ・ 企業等と連携して、高校生が県内で活躍している人に、おすすめ本や読書についてインタビューし、SNSやホームページ等で発信しました(「つなぐ図書バトン・つむぐ読書の輪」)。



絵本講座「絵本のある子育て」チラシ  
(福井県教育委員会)



越前市 ブックスタート  
絵本バックと絵本  
(絵本はうち1冊プレゼント)



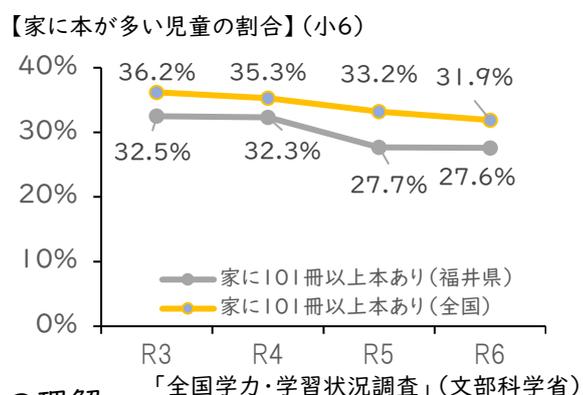
「つなぐ図書バトン・つむぐ読書の輪」  
インタビュー実施の様子  
(福井銀行・福井県教育委員会)

<sup>9</sup> ブックスタート:0 歳児検診などの機会に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットにして手渡す活動。1992 年イギリス発祥

<sup>10</sup> 推奨図書:子どもの成長段階を8段階に分けて、県内図書館職員、学校関係者や書店員等が、各段階に応じた推奨図書を選定。推奨図書については、後掲(5 全ての活動の基礎となる県の取組み)

## (2) 現状と課題

- ・ 子どもの読書習慣の形成には、家庭の影響が大きく、文部科学省の調査<sup>11</sup>においても「家庭の蔵書数が多い児童・生徒の方が、本を読む割合が高く、より多くの冊数を読む傾向がある」との結果が報告されています。
- ・ 本県では、本が多い家庭は全国に比べて少なく、R4 から R5 にかけてはより減少しています。
- ・ 様々な機会を通して、読み聞かせの楽しさや子どもにとっての読書の重要性について、保護者の理解促進を図る取組みの継続と充実が求められています。



## 3. 地域における読書活動推進

### (1) 主な取組み

- ・ 小中学生を対象に、図書館で働く司書の仕事や図書館の活用方法を学ぶ講座を開催し、「ジュニア司書」を養成および認定しました。「ジュニア司書」は、図書館の良さや読書の楽しさを学校や家庭で広める読書リーダーになることを目指しています。講座は、県立図書館のほか、市町立図書館でも実施され、県内全体の活動につなげています。また、「ジュニア司書」は、同年代の子どもたちに、図書館の役割や読書の楽しさを伝える活動を行いました。



ジュニア司書養成講座の様子 左から 本の分類、本の探し方、カウンター体験、バックヤード見学



「集まれ!ジュニア司書」の様子  
(左)書店の店頭で選書  
(右)本の福袋づくり

<sup>11</sup> 「子供の読書活動の推進等に関する調査研究報告書 平成29年度」(文部科学省)

【福井県ジュニア司書認定状況】(単位:人)

区分/年度	R2	R3	R4	R5	R6	計
県立図書館	19	31	11	36	28	125
市町立図書館	—	4	47	34	48	133
内訳		1市	5市町	4市町	5市町	
計	19	35	58	70	76	258

県教育庁生涯学習・文化財課調査

- ・ 公共図書館において、本の紹介や読み聞かせなど、子ども向けの行事を実施しました。

【公共図書館での子ども向けの行事の実施状況】

年度	R1	R5
実施市町数(17市町)	17市町	17市町
実施図書館数(37館)	36館	35館

県立図書館調査



県立図書館での読み聞かせ



子どもの読書週間企画展  
(県立図書館)

- ・ 公共図書館において、子ども読書ボランティアが読み聞かせ等の活動を行いました。

【公共図書館で児童サービスに関わるボランティア数】 R5: 個人 72 名、団体 40

R6 年度「福井県内公共図書館調査集計表」 R5 年度実績(県立図書館)

- ・ 子どもの成長段階に応じた推奨図書を活用した企画の開催、コーナーの設置など推奨図書の普及に努めました。



推奨図書の展示(鯖江市図書館)

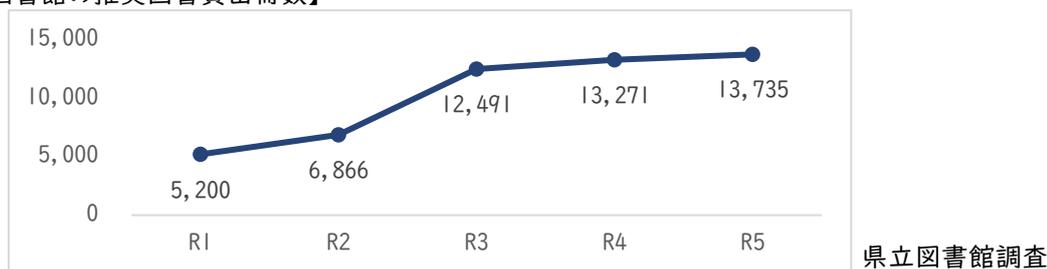


推奨図書コーナー(県立図書館)



福井県子どもの本の帯コンクール  
(推奨図書を対象に、県内の小学生から本の帯を募集(R4))

【県立図書館の推奨図書貸出冊数】



## (2) 現状と課題

- ・ 公共図書館では、子どもは読みたい本を自由に選択し、読書の楽しさを知り、本を通して知識を得ることが出来ます。保護者は、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることが出来ます。
- ・ 県内には、県立および市町立を含め37の公共図書館が設置されており、令和4年度の児童書の総貸出冊数は約156万冊(全体の約36.3%)でした。図書館における資料の充実、子ども向け行事の充実により、児童書の貸出の割合は高くなっています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、図書館における児童書の貸出冊数は減少し、令和4年度においても元の水準には戻っていません。
- ・ 地域の子どもの読書活動推進に中心的な役割を担う公共図書館は、子どもの読書に関する取組みを拡充することが求められています。
- ・ 児童館<sup>12</sup>、児童クラブ<sup>13</sup>等は、地域の身近な子どもの読書活動支援の場としての役割が求められており、子どもが本と出会う環境づくりが求められています。

【県内公立図書館児童書蔵書冊数】

年度	R1	R4
児童書蔵書冊数	約1,384冊	約1,423万冊
蔵書冊数に占める児童書蔵書冊数の割合	22.7%	22.8%

【県内公共図書館児童書貸出状況】

年度	R1	R4
児童書貸出冊数	約167万冊	約156万冊
個人貸出冊数に占める児童書個人貸出冊数の割合	34.3%	36.3%

「福井県内公共図書館調査集計表」(県立図書館)

<sup>12</sup> 児童館:子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法に基づく児童厚生施設で、図書室を設置することが義務付けられている。

<sup>13</sup> 児童クラブ:保護者が就労や就学、病気、家族の介護等のため、放課後に家庭で保育をすることができない児童に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業。小学校の余裕教室や公共施設等を活用して運営されている。

## 4. 学校等における読書活動推進

### (1) 主な取組み

- ・ 学校の読書環境整備をする際の参考となるよう、子どもの成長段階に応じた推奨図書の情報を提供しました。
- ・ 推奨図書を活用した読書推進活動をのべ36小学校で実施しました。(R4~R6) 活動としては、司書によるブックトーク<sup>14</sup>、推奨図書展示、学校図書館スーパーバイザー<sup>15</sup>による学校図書館活性化・学校読書活動への研修・助言等を行いました。



ブックトーク(坂井市平章小 R5)



学校図書館活性化アドバイス  
(小浜市立内外海小 R6)



学校図書館スーパーバイザーによる研修  
(越前町立朝日小 R6)

- ・ 県幼児教育支援センターと連携し、幼稚園教諭、保育士等を対象に、絵本の選び方等を学ぶ研修を行いました。
- ・ 学校司書や司書教諭等を対象に、学校図書館の役割を理解し、児童生徒への読書活動の支援方法を学ぶ研修を行いました。
- ・ 子ども読書ボランティアを対象に、子どもや子どもの本についての知識技術の習得をねらいとした講座を行いました



研修「保育の中で 絵本を生かす」  
(R5)



研修「引き出す教育・楽しむ教育をつくる学校図書館」(R5)



ワークショップ  
「図鑑の使い方指導」(R5)

<sup>14</sup> ブックトーク:数冊の本をテーマに沿って順序よく紹介する。広義では、口頭で本を紹介することすべてをいう。

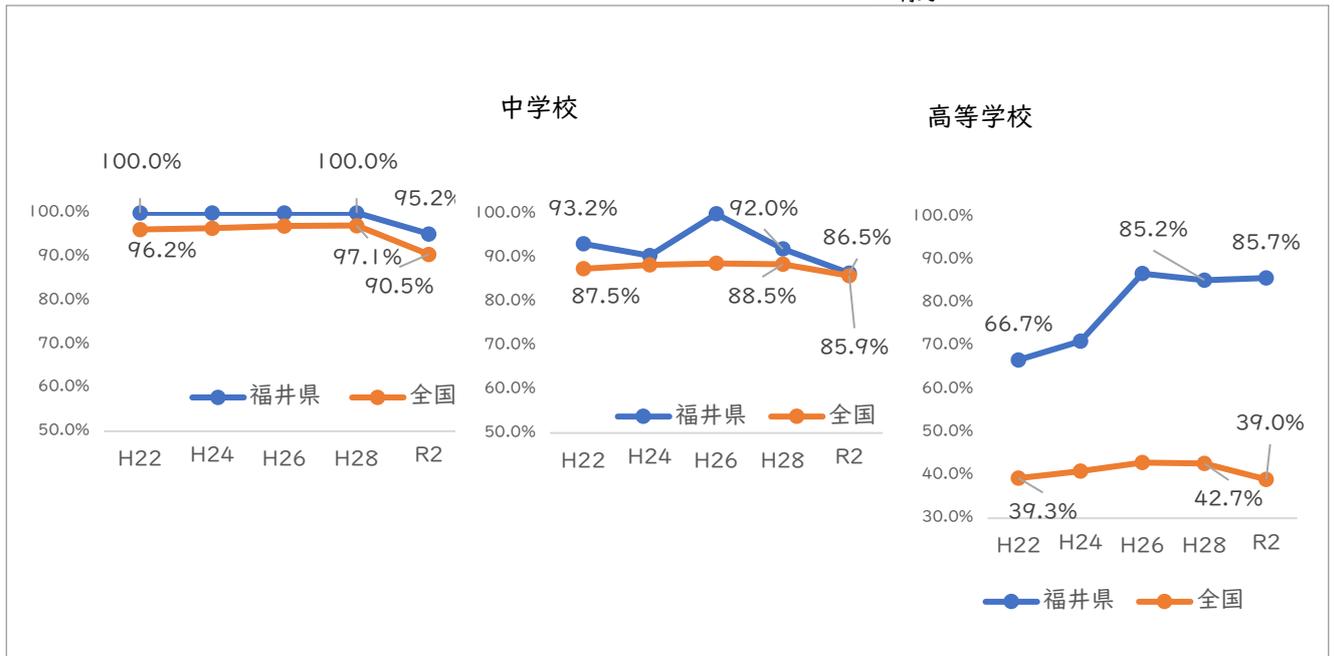
<sup>15</sup> 学校図書館スーパーバイザー:学校図書館、読書指導、学習指導などについての支援、指導、助言や講師等を行える人材を、学校図書館スーパーバイザーとして全国学校図書館協議会が任命

- 学校において、読書時間を確保するための一斉読書を実施しました。実施タイミングとしては、始業前が多くなっています(小学校:92.5%、中学校 90.9%、高校 95.5%<sup>16</sup>)。



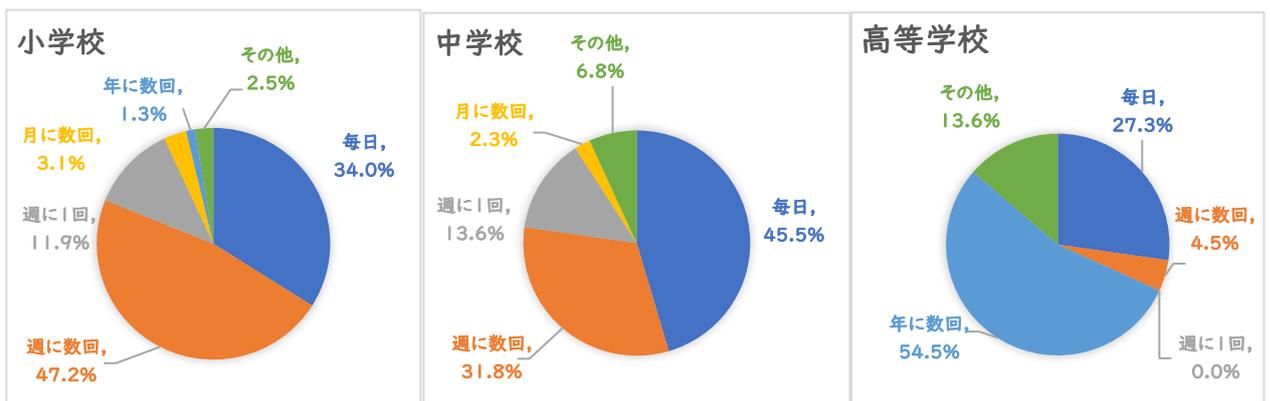
中学校での一斉読書(朝読書)の様子

【全校一斉読書をしている学校の割合】



「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【一斉読書の実施頻度】



一斉読書(朝読書等)の実施状況アンケート  
(県教育庁生涯学習・文化財課 R6.7 実施)

<sup>16</sup> 一斉読書(朝読書等)の実施状況アンケート(県教育庁生涯学習・文化財課 R6.7 実施)

- ・ 児童生徒が読書を楽しむために、ビブリオバトル<sup>17</sup>等、子ども同士で本の紹介や意見交換をする取組みを推進しました。県大会としては、県中学生ビブリオバトル（R2～）、県高校生ビブリオバトル（H27～）を、継続して実施しました。



県高校生ビブリオバトル（R5）



県ジュニア司書養成講座（小学生の部）でのビブリオバトルの様子（R6）

- ・ 郷土資料等をデジタル化し、高校生の探究的な学習での活用を図りました。
- ・ 読書に親しむ態度を育成するために、全小中学生を対象に「選定図書学校巡回事業」<sup>18</sup>を実施しました。（H28～R5）
- ・ 小学校・中学校でボランティアとの連携による読み聞かせ等の取組みが行われました。

【ボランティアとの連携による取組みの状況（R1）】

小学校：79.7%、中学校 14.9%

資料：令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）



福井県文書館刊  
学校の授業で使える  
地域資料の教材集

- ・ 県立図書館職員が特別支援学校を訪問して読み聞かせ等を行いました。
- ・ 学校図書館法で設置が義務付けられていない 11 学級以下の学校への司書教諭<sup>19</sup>の発令や学校司書<sup>20</sup>の配置、学校図書館の一層の整備充実が図られるよう働きかけを行いました。



特別支援学校での  
読み聞かせの様子

<sup>17</sup> ビブリオバトル：読んで面白いと思った本を持ち寄って、その本を紹介。参加者全員でのディスカッションを経て、「どの本が一番読みたくなったか？」を基準に投票し、最多票を集めたものを「チャンプ本」とする。

<sup>18</sup> 選定図書学校巡回事業：学級全員が同じ本を読めるようにセットし、県内小中学校に巡回する事業

<sup>19</sup> 司書教諭：学校図書館法第5条に「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かねばならない」と規定されているが、11学級以下の学校については、当分の間、設置が猶予されている。

<sup>20</sup> 学校司書：学校図書館法第6条に「学校には、（中略）専ら学校図書館の職務に従事する職員（「学校司書」という）を置くように努めなければならない」とされている。

【福井県の司書教諭発令状況(公立学校)(R2)】

	学校数	12 学級以上			11 学級以下		
		学校数	発令数	発令率	学校数	発令数	発令率
小学校	187	67	67	100%	120	75	62.5%
中学校	74	37	37	100%	37	17	45.9%
高校	28	24	24	100%	4	3	75.0%

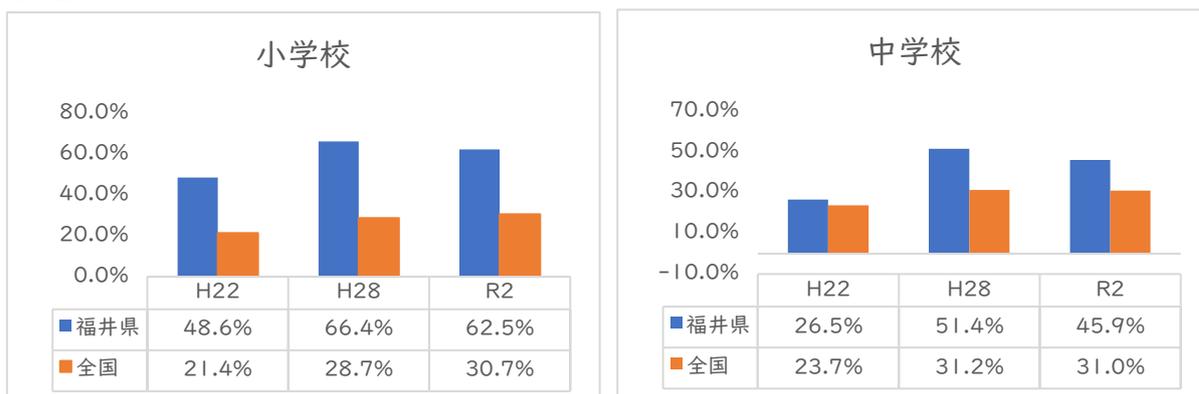
「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【福井県の学校司書配置状況(R5)】

	学校数	配置数	割合
小学校	184	101	54.9%
中学校	72	33	45.8%
高校	25	24	96.0%

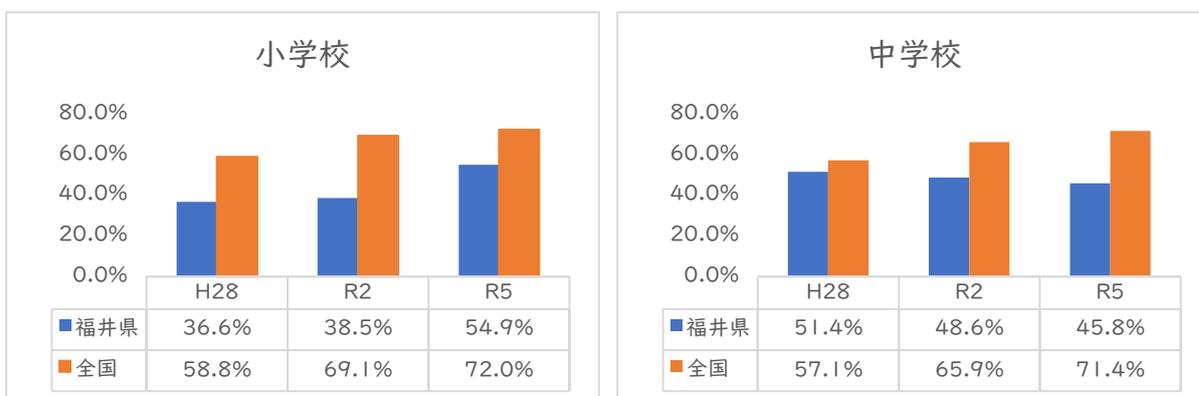
「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」結果(概要)(文部科学省)

【司書教諭の発令状況(公立学校のうち11学級以下の学校)】



「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

【学校司書の配置状況】



H28,R2 は「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

R5 は「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」結果(概要)(文部科学省)

## (2) 現状と課題

- ・ 幼稚園・保育所・こども園等においては、読み聞かせ等の活動が行われています。子どもがより多くの本に触れることができる環境の整備に努めることが重要であり、図書館等の協力を得て図書を選定することも考えられます。また、幼保小接続の観点から、小学1年生における読み聞かせへの取組みが求められます。
- ・ 小学校、中学校ともに、司書教諭発令率は全国平均より高いですが、学校司書配置率は全国平均より低い水準です。学校図書館を有効に活用できるよう、司書教諭の発令や学校司書の配置を進めるよう努める必要があります。
- ・ 高等学校では、司書教諭発令率、学校司書の配置率は、それぞれ100%、96%となっています。司書教諭と学校司書が連携を取りながら、探究的な学習活動など、学校図書館の活用促進に取り組むことが期待されます。
- ・ 学校図書館図書標準の達成状況は、小学校 77.5% (全国 71.2%)、中学校 66.2% (全国 61.1%) (いずれも令和元年度末現在)<sup>21</sup>であり、小学校、中学校ともに、全国平均より高いですが、図書更新比率は全国平均より低い水準であり<sup>22</sup>、新しい図書の割合が少ない蔵書構成となっています。計画的に図書の更新を行い、学校図書館資料の整備に一層努める必要があります。図書資料等の充実、学校司書等の人的配置を行い、学校図書館機能の強化を図ることが重要です。
- ・ 一斉読書は、小学校、中学校、高等学校において、全国平均よりも高い割合で実施されています。楽しく取組み、一層推進することが必要です。
- ・ 小中学校図書館の蔵書データベース化の状況は、小学校 62.0%、中学校 81.1% (令和2年5月時点)<sup>23</sup>であり、情報の収集・選択・活用を円滑化するために整備されることが重要です。
- ・ 特別支援学校では、子ども1人ひとりの障がいの状態や興味・関心に合わせた取組みや、県立図書館職員が訪問して読み聞かせ等が行われていますが、子どもの興味・関心は多様化しており、特別支援学校の学校図書館蔵書数は全国的に一般の小中学校よりも少ない<sup>24</sup>ため、公共図書館の図書の活用を推進し、読書バリアフリーに関する情報提供などを行い、読書活動の充実に取り組むことが求められています。

---

<sup>21</sup> 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

<sup>22</sup> 「子供の読書活動の推進等に関する調査研究(令和2年度 学校図書館の現状に関する調査)調査分析報告書」(文部科学省)では、「学校図書館の整備状況インデックス」として、「学校図書館の整備推進指標」を学校ごとに点数付けを行っており、各指標を達成しているほうが、インデックスの数値が高い。整備状況インデックスに示される、図書更新比率は、小学校:福井県 0.3(全国 0.4)、中学校:福井県 0.2(全国 0.4)

<sup>23</sup> 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

<sup>24</sup> 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

## 5. 全ての活動の基礎となる県の取組み

### (1) 主な取組み

- ・ 子どもの成長段階を8段階<sup>25</sup>に分けて、県内図書館職員、学校関係者や書店員等が、各段階に応じて推奨図書を選定。推奨図書を紹介する小冊子を、ブックスタート参加者(0歳児)、小学1年生、中学1年生の全員に配布しました。



小冊子 幼児編(R6)



小学生編(R6)



中・高校生編(R6)



選定委員会の様子

- ・ 学校司書や司書教諭、幼稚園教諭、保育士、子ども読書ボランティア等を対象に、資質・能力の向上を図るための研修を行いました。
- ・ 子ども読書ボランティアの優れた活動を、文部科学大臣表彰等<sup>26</sup>に推薦し、さらなる活動の活性化を促しました。

【子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体(個人)文部科学大臣表彰 被表彰者】

年度	学校・園	図書館	団体(個人)
令和2年度	永平寺町立志比南小学校 越前町立宮崎中学校 福井県立藤島高等学校	越前町立図書館	子ども図書館 どらごんぶっくす
令和3年度	坂井市立春江東小学校 勝山市立成器西小学校 福井県立坂井高等学校	永平寺町立図書館 上志比館	大野おはなしの会
令和4年度	おおい町立本郷小学校、 福井市美山中学校、 福井県立丸岡高等学校	あわら市芦原図書館	朽谷 洋子氏
令和5年度	勝山市立荒土小学校、 高浜町立高浜小学校、 福井県立金津高等学校	福井県立図書館	朗読サークル Voice (ボイス)
令和6年度	学校法人福井仁愛学園仁愛女子 短期大学附属幼稚園、 敦賀市立沓見小学校、 越前市国高小学校、 福井県立若狭東高等学校	越前市今立図書館	美浜東小学校読書 ボランティア「めめた んごの会」

<sup>25</sup> 8つの成長段階: 幼児3段階、小学校3段階[低学年、中学年、高学年]、中学生、高校生

<sup>26</sup> 子供の読書活動優秀実践文部科学大臣表彰:「子どもの読書活動の推進に関する法律」は、4月23日を「子ども読書の日」とすることを定めている。文部科学省では、平成14年度から子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において、特色ある優れた実践を行っている学校・園および図書館・団体(個人)に対し、その実践をたたえ文部科学大臣表彰を行っている。

- ・ 県内全域で子どもの読書活動推進を図るため、子どもの読書市町担当者会議を開催し、読書活動推進事業の先進事例の紹介や意見交換を行いました。
- ・ 子どもの読書活動に関する施策を計画的に推進するため、福井県子どもの読書活動推進会議を開催しました。

## (2) 現状と課題

- ・ 県内すべての市町において、子どもの読書活動推進計画を策定し、図書館をはじめ様々な場面で子どもの読書活動を推進しています<sup>27</sup>。しかし、長期間見直しされていない市町もあることから、子どもの読書活動推進計画の改定を通して、各市町が現状を把握し、今後さらに、子どもの読書活動の推進を図る必要があります。
- ・ 子ども読書ボランティアによる、図書館や学校での読み聞かせやストーリーテリング<sup>4</sup>等の活動は、子どもの読書活動推進に大きな役割を果たしています。研修や交流の機会を設け、ボランティアの資質、能力向上や活動活性化を図り、継続的に育成していくことが重要です。

## 6. 指標の動き、現状と課題

### (1) 指標の動き

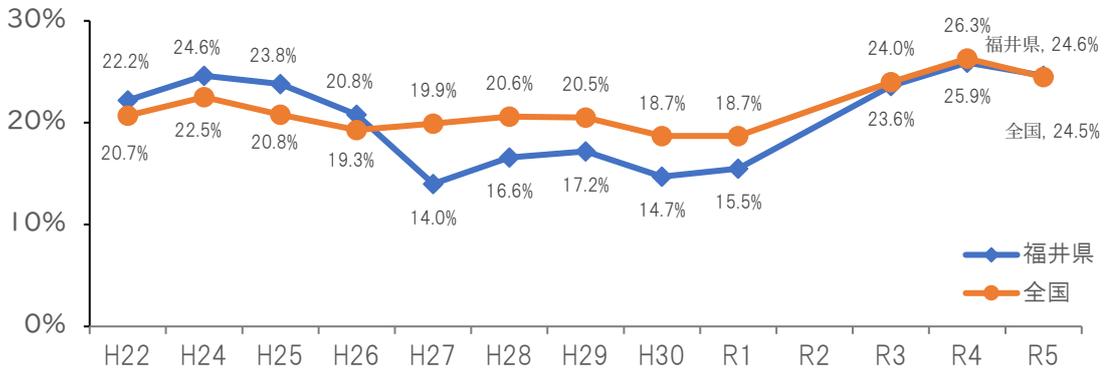
指標	R1	目標(R6)	R5 福井県	R5 全国
①平日に読書時間が全くない児童(小学6年)の割合	15.5%	15.0%	24.6%	24.5%
②平日に読書時間が全くない生徒(中学3年)の割合	32.1%	30.0%	37.8%	36.8%
③1か月に1冊も本を読まない高校生の割合	43.8%	40.0%	46.3%	43.5%
④「読書が好き」な児童(小学6年)の割合	72.6%	全国平均※	68.6%	71.8%
⑤【参考】「読書が好き」な生徒(中学3年)の割合	69.3%	—	64.1%	66.0%

※令和6年の全国平均を上回ること

①②④⑤「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)、  
③福井県「高校生学習状況調査」(福井県)、全国「学校読書調査」(全国学校図書館協議会)

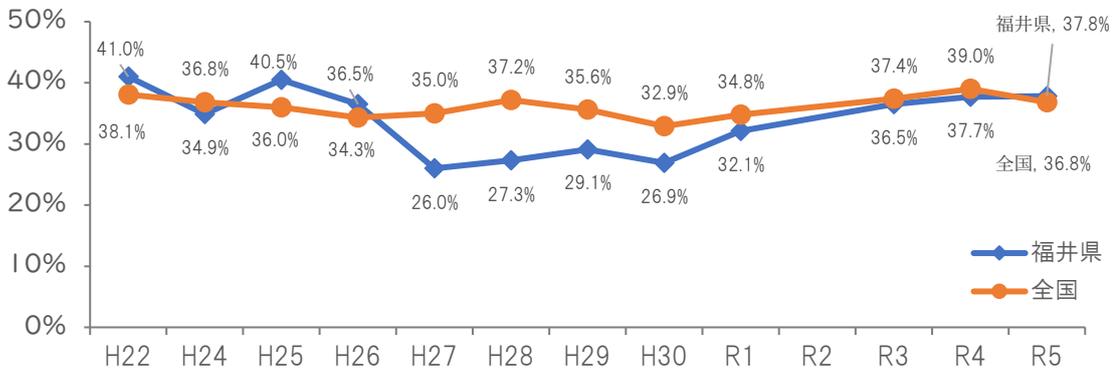
<sup>27</sup> 県第3次計画期間中(R2~R6)における改定・策定状況(R7.2現在):美浜町(R3.11)(図書館運営基本計画に包括して策定)、越前市(R4.3)、鯖江市(R4.3)、大野市(R4.4)、おおい町(R4.4)、敦賀市(R5.3)、永平寺町(R5.4)、若狭町(R5.7)

【平日に読書時間が全くない児童の割合<小学6年>】



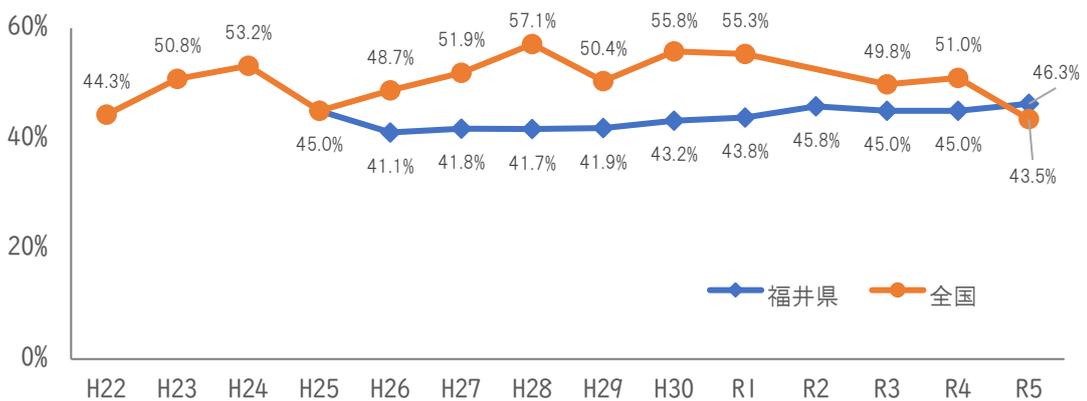
「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

【平日に読書時間が全くない生徒の割合<中学3年>】



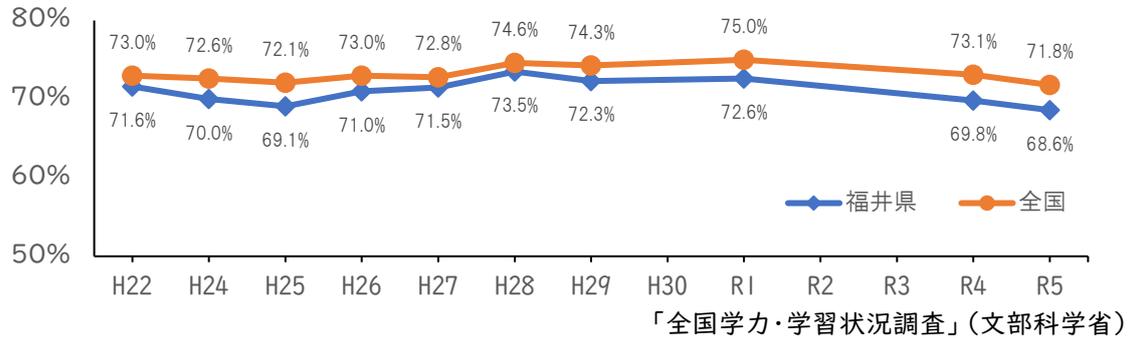
「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

【1か月に1冊も本を読まない高校生の割合】

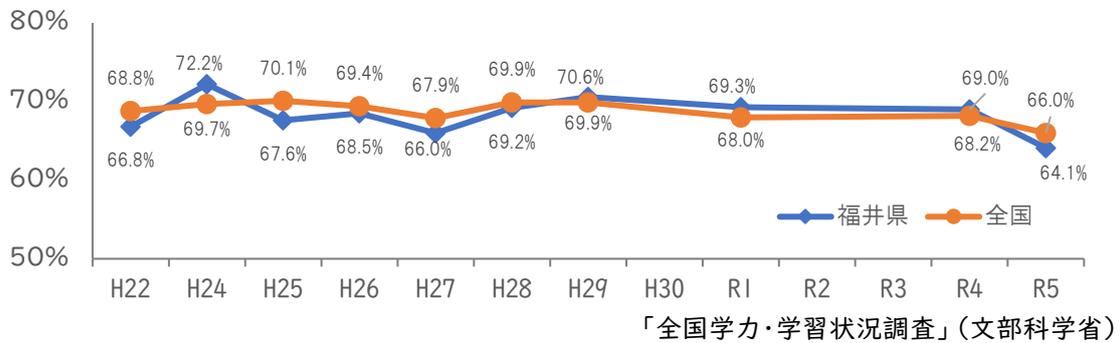


福井県「高校生学習状況調査」(福井県)、全国「学校読書調査」(全国学校図書館協議会)

【「読書が好き」な児童の割合<小学6年生>】



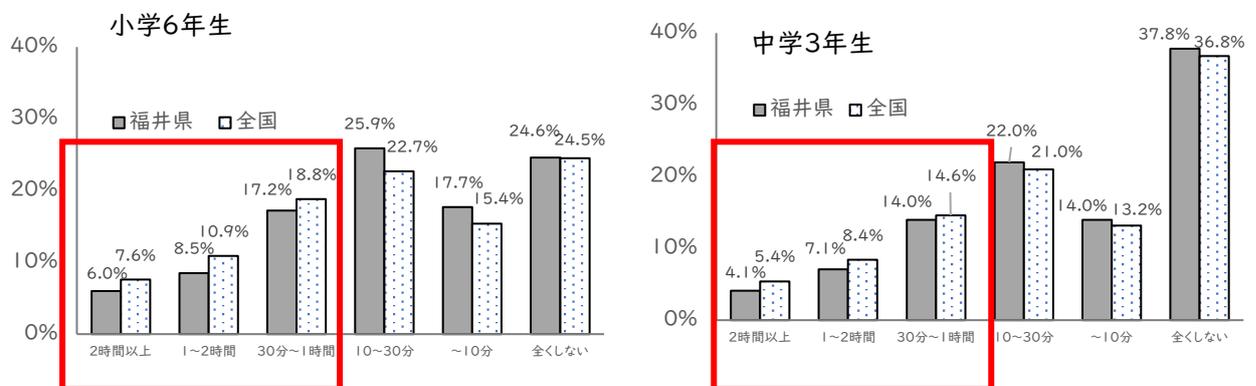
【「読書が好き」生徒の割合<中学3年生>】



## (2) 現状と課題

- ・ 平日に全く読書時間がない小学6年生と中学3年生の割合、1か月に1冊も読まない高校生の割合は、いずれも目標数値を達成しておらず、増加傾向にあります。
- ・ 「読書が好き」な小学6年生は全国に比べて低い傾向が続き、中学3年生の割合は令和5年度に全国より低下しました。令和5年度時点では、小学生、中学生とも全国に比べて低い状況です。

【平日の読書時間別の児童生徒の割合(R5)】



「全国学力・学習状況調査(R5)」(文部科学省)

【平日に携帯電話やスマートフォンを30分以上利用する<sup>28</sup>児童生徒の割合】

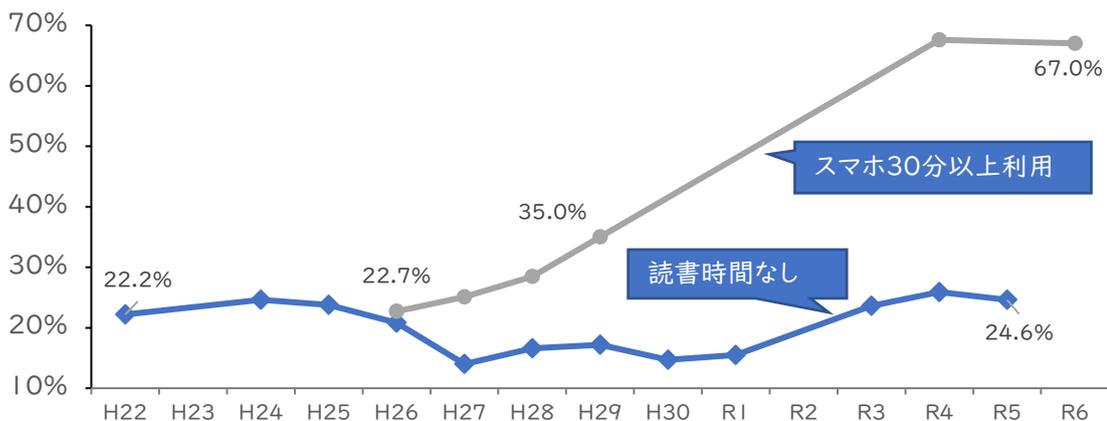
※ゲームをする時間は除く

年度	H29 福井県	H29 全国	R6福井県	R6 全国
小学6年生	35.0%	32.7%	67.0%	64.4%
中学3年生	62.5%	66.3%	89.0%	89.9%

「全国学力・学習状況調査」(文部科学省):

【平日に携帯電話やスマートフォンを30分以上利用する小学6年生の割合】

※ゲームをする時間は除く



「全国学力・学習状況調査」(文部科学省):

【学校図書館や地域の図書館を週1回以上利用する児童生徒の割合】

年度	R1 福井県	R1 全国	R5 福井県	R5 全国
小学6年生	23.1%	17.2%	16.2%	13.4%
中学3年生	7.7%	8.3%	5.2%	7.0%

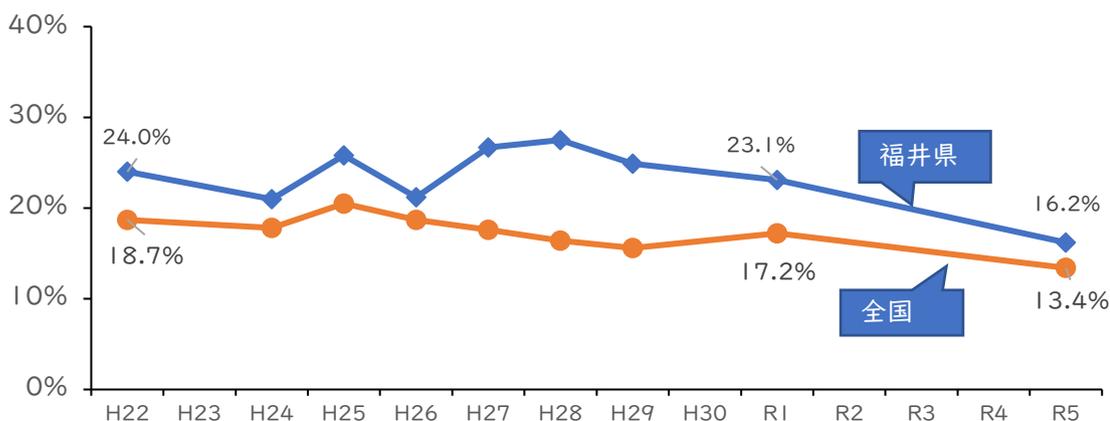
「全国学力・学習状況調査」(文部科学省):

<sup>28</sup>携帯・スマホ利用の数値について、厳密にはH29までとR4以降で以下の通り設問が異なるが、総じて「利用」として比較している。

・H26～H29「普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか(携帯電話やスマートフォンを使ってゲームをする時間は除く)」

・R4、R6「普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンでSNSや動画視聴などをしますか(携帯電話やスマートフォンを使って学習する時間やゲームをする時間は除く)」

【学校図書館や地域の図書館を週1回以上利用する児童(小学6年)の割合】



資料:「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

- ・ 読書時間が30分以上の小学6年生と中学3年生の割合が全国より低い傾向が続いています。
- ・ 小学6年生と中学3年生のスマートフォン利用時間が増える一方、図書館の利用頻度は減少しています。

以上を踏まえて、課題を3つに整理しました。

課題

1. 自主的に読書を楽しんでいる児童生徒の割合が全国と比べ少ない傾向
2. スマートフォン利用時間が増える一方、小学生までの読書習慣の形成が不十分
3. 新型コロナウイルス感染症の影響により本に触れる機会が減少

- ・ 読書が好きな児童生徒の割合が全国平均より少ない状況があり、また、平日の読書時間が30分以上の児童生徒の割合が全国より少ない傾向が続いていることから、自主的に読書を楽しんでいる児童生徒の割合が、全国と比べて少ない状況となっています。
- ・ 令和元年から令和3年にかけて、平日に全く読書時間がない児童が増加し、以後横ばいとなっています。この間、平日にスマートフォンを30分以上利用する児童が急増しているため、読書時間がスマートフォン利用時間に置き換えられた可能性が考えられます。
- ・ 平日の読書時間別の児童生徒の割合については、全国に比べて読書時間30分以上の割合が少なく、特に中学生において少ない状況となっています。1か月に1冊も本を読まない高校生の割合も増加したことから、乳幼児期から小学生までの

切れ目ない読書習慣の形成を促すことが必要です。

- ・ 学校図書館や地域の図書館を週1回以上利用する児童生徒の割合は、全国平均よりも高いものの、令和元年から令和3年にかけて大きく減少しており、全国的にも同様の減少傾向が見られます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響によると考えられ、学校図書館や地域の図書館の利用が減少し、本に触れる機会が減少しているといえます。

### (3) 福井県子どもの読書活動推進会議における意見

県はこれまで、学識経験者、学校関係者等による「福井県子どもの読書活動推進会議」をおおむね年に1回開催し、計画の進捗状況の確認や、子どもの読書活動推進のための取組みについてご意見等をいただきながら、第3次計画を推進してきました。

第3次計画期間中における、主なご意見は以下のとおりです<sup>29</sup>。

- ・ 子どもと本との出会いの場、本と触れる機会を多くつくる必要があるのではないか。
- ・ 子どもから子どもへ本をすすめたり、読書の楽しさを伝えたりすることで、子どもから子どもへ読書の楽しさが広がっていくのではないかな。
- ・ 読書のとらえ方については、調べもの等により資料を読むことも「読書」としてとらえることが必要ではないか。数値目標についても、不読率（読書冊数）によらない数値目標を検討すべきではないか。
- ・ 学校図書館の環境整備について、学校図書館への人員配置、学校図書館蔵書のデータベース化などを行い、学校図書館の機能充実を図るべきではないか。
- ・ GIGA スクール構想による1人1台端末タブレットの活用を図り、本もインターネットも活用し情報活用能力を高めるよう取組む必要があるのではないかな。
- ・ 子どもの読書を支える人づくりが重要である。保育士等、学校司書、ボランティア等子どもの読書活動を支える担い手への研修の実施、支援や協力の体制が必要ではないか。
- ・ 情報共有について、子どもの読書活動に関する情報周知、課題共有を図るべきではないか。

---

<sup>29</sup> 福井県子どもの読書活動推進会議を年に1回開催。令和2年度（10月22日）、令和3年度（11月22日）、令和4年度（11月17日）、令和5年度（11月21日）

## 第3章 子どもを取り巻く情勢の変化

### 1. 読書バリアフリー基本計画（R5～R9）の策定

令和元年6月に、「障害の有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目的として、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が公布・施行されました。

令和2年7月には、同法7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的計画」（以下、「読書バリアフリー計画」という。）が策定されました。

本県は、読書バリアフリー法第8条に基づく読書バリアフリー計画を包含する形で、「ふくい共生社会実現プラン～第7次福井県障がい福祉計画～」を令和5年3月に策定しました。

#### 【ふくい共生社会実現プラン～第7次福井県障がい者福祉計画～（抜粋）】

基本目標1 共に生きる社会の実現 重点施策(3) 意思疎通支援の充実

施策(4) 読書バリアフリーの充実

点字図書館や公立図書館等に視覚障がい者が利用しやすい書籍等を充実させるとともに、サピエ等インターネットサービスの周知や利用促進を行います。

視覚障がい者に対し、様々な読書媒体の紹介や、サピエ等の利用方法に関する相談および習得支援を行い、端末機器の情報入手や貸出支援を促進し、ICTサポートセンターの普及等について、点字図書館と連携しながら進めていきます。

### 2. 教育におけるデジタル化の進展

令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめ、経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向けた取組みが進められています。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）では、教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられました。

児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想が展開され、本県でも整備が進んでいます。

また、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）においては、将来を見越した地域活性化のためには、その基盤となる子どもたちの教育の質を教育DXを通じて向上させる必要があり、GIGAスクール構想を環境整備から利活用促進の段階に進めていくこと等が示されました。

### 3. 第6次「学校図書館整備等5か年計画」(R4～R8)の策定

令和4年1月、国は、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。同計画では、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」<sup>30</sup>の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備および学校司書の配置拡充を図ることとしています。

学校図書館がその役割を果たせるよう、学校図書館図書標準の達成と計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備、学校司書の配置に対して国は地方財政措置<sup>31</sup>を行っています。

【第6次「学校図書館整備等5か年計画」に示された目標】

	図書	新聞	学校司書
目標	○学校図書館図書標準 100%達成 ○計画的な図書の更新を 実施	○小学校等2紙 中学校等3紙 高等学校等5紙	○小・中学校等のおおむね 1.3校に1名配置 (将来的には1校に 1名配置を目指す)

### 4. 学習指導要領の改訂と実施

平成29年に幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領が、平成30年に高等学校指導要領が改訂され、順次実施されました。併せて特別支援学校学習指導要領改訂も実施されました。

小学校、中学校、高等学校および特別支援学校の学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実すること、また、地域の図書館等の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集活用等の学習活動を充実させること等の読書に関する事項が示されています。

各学校においては、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めること、また、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが求められています。

幼稚園教育要領では、引き続き、「絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意し

<sup>30</sup> 学校図書館図書標準：平成5年3月に、文部科学省が、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として定めたもの。

<sup>31</sup> 第6次学校図書館計画に基づく経費に係る地方財政措置5か年の合計 2,400 億円(単年度 480 億円)のうち、学校図書館図書の整備のために 995 億円(単年度 199 億円)、学校図書館への新聞配備のために 190 億円(単年度 38 億円)が計上されている。

て聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむ」ことが求められています。

## 5. こども基本法の成立

令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、令和4年6月には、「こども家庭庁設置法」、「こども基本法」が成立しました。これらを踏まえ、読書活動の推進に当たっても、アンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組みに反映させる等、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが求められています。

## 6. 新型コロナウイルスの感染拡大

新型コロナウイルス感染症の発生を受け実施された各学校の臨時休業等<sup>32</sup>により、学校図書館へのアクセスが制限されました。また、図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮等、入館人数の制限等の利用制限を余儀なくされました。

感染拡大防止のためのソーシャルディスタンスの確保やマスクの着用等により、学校図書館の利用や等の活動の制限が余儀なくされることが続きました。このような状況が、子どもの読書活動に影響を与えた可能性があります。<sup>33</sup>

## 7. 第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(R5～R9)の策定

国は令和5年3月に第5次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」を策定しました。

計画では、急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であるとし、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の4つの基本方針を定め、社会全体で子どもの読書活動を推進することとしています。

- (1) 不読率の低減
- (2) 多様な子どもたちの読書機会の確保
- (3) デジタル社会に対応した読書環境の整備
- (4) 子どもの視点に立った読書活動の推進

また、子どもの読書活動の推進体制について、地方公共団体は、子どもの読書活動

<sup>32</sup> 令和4年2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されたことを受け、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の設置者に対して、令和2年3月2日から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業が要請された。

<sup>33</sup> 新型コロナウイルス感染症の位置づけは、令和5年5月8日から「5類感染症」になり、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組みをベースとした対応に移行した。

の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化や必要な体制整備を図ることとしています。

都道府県の取組みとして、都道府県立図書館を活用した市町村への支援、域内市町村への助言、取組み・施策の紹介、高校生や私立学校に通う子どもに着目した施策の実施に努めることが重要であるとしています。

推進方策としては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要があるとし、①連携・協力、②人材育成、③普及啓発、④発達段階に応じた取組み、⑤子どもの読書への関心を高める取組みについてを共通事項とし、それぞれ認識を共有することが重要であるとしています。

## 第4章 第4次福井県子どもの読書活動推進計画

### 1. 基本目標

子どもたちが本と出会い、読書を楽しむ環境づくり  
～ワクワク・ドキドキ「読書って楽しい」、「知ることってうれしい」をサポート～

子どもがさらに読書を好きになり、自主的に本に親しんでもらうため、本計画では、すべての子どもの身近な場所に本があり、いつでも、どこでも、本と出会い、本と親しみ、楽しく読書ができる環境づくりを目指します。「本を読むことが楽しい」、知りたいことを調べ「知ることってうれしい」と子どもが感じる取組みを、実施および支援します。

### 2. 基本方針

#### (1) 子どもと本との出会いの創出

子どもと本との出会いの機会を増やし、すべての子どもが読書に親しめる環境づくりを推進します。

#### (2) 子どもの読書を支える人づくり

子ども一人ひとりに合った本との出会いをサポートするために、子どもの読書を支援する人材を育成します。

#### (3) 子どもの読書に関わる情報の収集・発信

子どもの読書活動に関わる有効な情報収集を行い、学校、保護者、図書館、書店、民間団体をはじめ子どもに関わるすべての方々に発信します。

### 3. 取組みにおける新たな視点

#### (1) デジタル社会に対応した読書環境の整備【デ】

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展を踏まえ、1人1台端末の活用、言語能力や情報活用能力の育成、多様な子どもたちの読書機会の確保、図書館および学校図書館等のDXを進めます。

## (2) 多様な子どもたちの読書機会の確保(読書バリアフリー)【バ】

障がいのある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備します。

## 4. 第4次推進計画における取組み

<凡例>

取組みにおける新たな視点を以下のとおり記載

- ・デジタル社会に対応した読書環境の整備(ホームページ掲載等)・・・【デ】
- ・多様な子どもたちの読書機会の確保(読書バリアフリー)・・・【バ】

### (1) 家庭における取組み

[出会いの創出]

- ・ 家庭における読書活動の習慣化を推進するため、保護者への理解促進を図るような取組みを行います。
- ・ 乳幼児への読み聞かせ推進、家庭での読書活動のきっかけとなるブックスタートを県内全市町において継続して実施します。
- ・ 子どもの成長段階における推奨図書の小冊子を図書館や書店等で配布し保護者への周知を図ります。
- ・ 「子ども読書の日」<sup>34</sup>(4/23)、「こどもの読書週間」<sup>35</sup>(4/23~5/12)や「読書週間」<sup>36</sup>(10/27~11/9)に、絵本の楽しさを親子で体験する企画等により、保護者の理解促進を図ります。
- ・ 作家や読書活動に関わる著名人等を招いた講演会などを実施し、大人も一緒に読書を楽しめる環境づくりを行います。



R7 子ども読書の日ポスター

<sup>34</sup> 「子ども読書の日」(4/23):平成13年12月に公布された「子どもの読書活動の推進に関する法律」により「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」設けられた。

<sup>35</sup> 「こどもの読書週間」(4/23~5/12):家庭・地域における子どもの読書推進をはかるため昭和34年に、公益社団法人(当時は社団法人)読書推進運動協議会によって制定

<sup>36</sup> 「読書週間」(10/27~11/9):公益社団法人読書推進運動協議会が設けた読書推進期間。文化の日を中心とした2週間。昭和22年、「読書の力によって、平和な文化国家をつくろう」をスローガンに始まる。

### [情報収集・発信]

- ・ PTA 活動と連携した講座など保護者を対象に読書の楽しさや重要性についての講座を開催し、保護者の理解促進を図ります。

## (2) 地域における取組み

### ① 図書館における取組み

#### [出会いの創出]

- ・ 小中学生を対象に、司書の仕事や図書館の活用方法を学ぶジュニア司書養成講座を開催します。ジュニア司書は同年代の子どもたちに図書館の役割や読書の楽しさを伝える活動を行います。
- ・ 県立図書館に、将来につながる学びをサポートするための電子書籍※を導入し、読書機会を拡充します。県立図書館内でのみ閲覧していた事典類を、時間や場所を問わず利用可能にすることで、探究学習を支援します。【デ】【バ】  
  
※ 探究学習に役立つ資料、各分野の入門書、参考書、辞書、事典、図鑑類や高校生が進学、就職、資格等について情報を得るための資料、学校で習う古典名作を耳で聞くためのオーディオブック等
- ・ 県立図書館の検索システム(横断検索)に、書店の在庫が確認できる機能を追加し、図書館と書店との連携を図ります。本の入手の選択肢を増やし、本との接点を増やします。【デ】
- ・ 郷土資料のデジタル化を進め、学校での探究学習における活用を促進します。また、県文書館等の職員が高校を訪問し、郷土史探究の講座を行います。【デ】
- ・ 県立図書館職員が特別支援学校を訪問して読み聞かせ等を行い、読書活動推進を図ります。【バ】
- ・ 図書館では、子どもの成長段階に応じた読み聞かせ等の企画や本の特集等による本の紹介を実施します。
- ・ 図書館では、学校を訪問しての読み聞かせやブックトーク<sup>14</sup>などを行い、団体貸出を実施するなどして、学校での読書活動を支援します。

#### [人づくり]

- ・ 子ども読書ボランティア向けに、読み聞かせなどのスキルアップを図る相談会や講座を実施します。
- ・ 県立図書館では、図書館職員を対象に、子どもの読書活動推進に関わる知識や技能、実際の取組みを学ぶための研修会を実施します。

### [情報収集・発信]

- ・ 県立図書館は、「よみきかせボランティアのためのおすすめ絵本」を発行し、子ども読書ボランティアへ情報提供を行います。【デ】
- ・ 子どもの成長段階に応じた推奨図書を活用した企画の開催、コーナーの設置など推奨図書の普及に努めます。

## ② 地域における取組み

### [出会いの創出]

- ・ 子どもに身近な学校図書館や、身近な地域（児童館<sup>12</sup>、児童クラブ<sup>13</sup>、こども食堂<sup>37</sup>等）で、読み聞かせボランティア等による活動を進め、読書に触れる機会の一層の充実を図ります。
- ・ 選定図書学校巡回事業（令和5年度末終了）の図書を有効活用し、児童館、児童クラブ、こども食堂等の希望に応じて配布します。

### [人づくり]

- ・ 地域の図書館活動に関わりたいと考えている人を対象とし、学校図書館サポーター養成講座を開催し、地域人材の育成を図ります。将来的には、学校司書配置を目指し、学校司書となりえる人材を育成することを目的とします。
- ・ 小中学校や地域（児童館、児童クラブ、こども食堂等）での読み聞かせ等の読書活動に関わりたいと考えている人を対象に、講義実習を行う読み聞かせボランティア養成講座を開催し、読書活動推進の担い手を増やします。
- ・ ボランティアの活動機会が増えるよう、子ども読書ボランティアの情報を市町へ提供します。
- ・ 子ども読書ボランティア等を対象とし、より専門的な技術の習得をねらいとしたレベルアップのための講座を開催します。
- ・ 子ども読書ボランティア等を対象とし、専門的な内容での講演、ボランティア同士の実践事例の共有、意見・情報交換等を通して交流を深めるカンファレンスを開催し、ボランティア活動の活性化を図ります。



ボランティアによる読み聞かせ

<sup>37</sup> こども食堂：子どもたちに無料または低価格な食事を提供する食堂を中心に始まった取組み。主に地域住民によって運営されており、子どもたちと地域住民の交流の場としても機能している。

[情報収集・発信]

- ・ 児童館等が図書を整備するにあたり、子どもの成長段階に応じた推奨図書の情報を提供します。【デ】

### (3) 学校等における取組み

#### ① 幼稚園・保育所・認定こども園等における取組み

[出会いの創出]

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等は、幼児期に、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を行うとともに、保護者に対して、読み聞かせ等の意義を普及することが重要です。園における絵本等の整備等を支援する取組みを行います。
- ・ 県立図書館が幼稚園・保育所・認定こども園等へ、図書整備の見本とするため、子どもの成長段階に応じた推奨図書を貸出します。
- ・ 公共図書館司書が幼稚園・保育所・認定こども園等に、おすすめ図書の紹介や図書整備の助言などの支援をします。



認定こども園の  
図書貸出コーナーの様子

[人づくり]

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等での子どもの活動に合わせた図書の使い方や、園に整備する図書の選び方についての研修をオンラインで実施します。【デ】

[情報収集・発信]

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等が図書整備、読み聞かせを推進するための参考となるよう、子どもの成長段階に応じた推奨図書の情報や、読み聞かせメニュー等の情報を提供します。【デ】

#### ② 小学校・中学校・高等学校における取組み

[出会いの創出]

- ・ 学校においては、すべての子どもが自由に読書に親しみ、読書の幅を広げていくことができるように、学校図書館の活性化に向けて取組みます。

- ・ 学校図書館の機能（読書センター・情報センター・学習センター）を強化し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かします。
- ・ 学校図書館の選書に子どもの意見を取り入れるなど、主体的な読書活動を推進します。
- ・ 多様な子どもたちの読書機会の確保（読書バリアフリー）は、特別支援学校だけではなく、小中学校の特別支援学級、通常の学級においても配慮が必要です。バリアフリー図書等の情報提供に努めます。
- ・ 読み聞かせや司書のおすすめ本などの、楽しく取り組めるためのプログラム等を提供し、一斉読書、家庭読書等を促進します。また、幼保小接続の観点から小学低学年への読み聞かせが望まれます。（小を中心に）
- ・ 読書を楽しむために、ビブリオバトル等子ども同士で本の紹介や意見交換をする取組みを推進します。ワークシート等を提供し、中学校での校内ビブリオバトルを支援します。中学生、高校生のビブリオバトル県大会を実施します。
- ・ 読書会<sup>38</sup>やペア読書<sup>39</sup>等の読書の感想を共有したりする取組みや、並行読書<sup>40</sup>等自分の考えを広げる取組みを推進します。
- ・ 探究活動の入口としての読書を実施します。味見読書<sup>41</sup>、あらし読み<sup>42</sup>等、楽しんでできる情報収集型読書活動を支援します。（高を中心に）
- ・ 学校において、学級文庫の設置や、タイムリーなテーマでの本の特集コーナー・展示を促進します。（小・中）



高校での図書館を活用した探究活動の様子



小学校の学級文庫

<sup>38</sup> 読書会：4～6人のグループで同じ本を読んで、感想を共有することで読みを広げたり深めたりできる活動

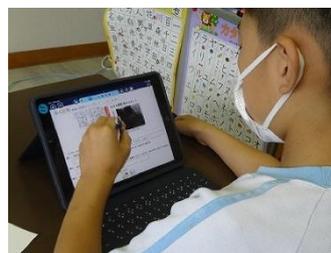
<sup>39</sup> ペア読書：児童生徒二人が同じ本を読んで、内容を確認しあったり、感想を交換したりする活動

<sup>40</sup> 並行読書：同じ著者が執筆した別の本を読んだり、同じ題材について異なる書き手による本を読んだりする読書活動

<sup>41</sup> 味見読書：グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組み

<sup>42</sup> あらし読み：情報収集型の読書をするための読書術。ワークシートに沿って、本の一部分を集中して読みメモをとり、参加者同士で対話する活動を通して、本の概要を把握する手法

- ・ 風花随筆文学賞<sup>43</sup>などの文学賞<sup>44</sup>への応募など、自分も書き手となる取組みによって読書活動を推進します。(高を中心に)
- ・ 教科学習、探究学習において学校図書館を活用するため、目的に応じた本を検索できるよう、小中学校図書館の蔵書のデータベース化を働きかけます。
- ・ 学校図書館支援プログラム<sup>45</sup>を活用し、児童・生徒用タブレットでの蔵書検索システムの導入を進めます。(小・中・高)【デ】
- ・ 国の施策等に基づき、学校図書館の整備充実について市町への働きかけを行います。



小学校でのタブレット活用の様子

### 〔人づくり〕

- ・ 学校図書館長(校長)<sup>46</sup>や学校図書館の運営を担う教職員等を対象とし、「学校図書館ガイドライン」、「学校司書のモデルカリキュラム」を踏まえた学校図書館活用研修を実施します。(小・中・高・特支)【デ】【バ】
- ・ 学校図書館等の専門家を講師として学校に派遣し、教職員を対象とした学校図書館活用研修・助言や、児童を対象とした読書活動ワークショップを実施します。学級文庫の魅力アップを支援します。(小を中心に)
- ・ 小中学校の学校図書館の一層の充実が図られるよう、学校司書の配置<sup>47</sup>について市町へ働きかけを行います。

<sup>43</sup> 風花随筆文学賞:福井県出身の芥川賞作家津村節子氏の随筆集『風花の街から』にちなんで「風花」を冠した文学賞。高校生から一般までの随筆作品を募集。主催は、風花随筆文学賞実行委員会(福井県ふるさと文学館内)

<sup>44</sup> 県内で実施の文学賞にはほかに、福井県高文連創作コンクール(福井県高等学校文化連盟国語部会主催)、福井文学賞(日刊県民福井・中日新聞社主催)、さばえ近松文学賞(近松の里づくり事業推進会議主催)、一筆啓上賞(坂井市・公益財団法人丸岡文化財団主催)、越前 蟹と推薦の文学コンクール(越前町主催)などがある。

<sup>45</sup> 学校図書館支援プログラム:株式会社カーリルが学校図書館などを対象に、インターネットからの蔵書検索と、簡易的な予約受付の仕組みを無償で提供

<sup>46</sup> 管理職研修において学校図書館長(校長)向けの研修を実施

<sup>47</sup> 学校司書は専ら学校図書館職務に従事する職員であり、司書教諭と連携しながら多様な読書活動を企画・実施、学校図書館サービスの改善・充実、授業等に活用する資料の収集・提供等を行い、学校図書館の利活用を推進するために重要な役割を担います。学校司書の配置は、学校図書館法による自治体の努力義務であり、第6次「学校図書館整備等5か年計画」を踏まえ、配置拡充に努めるとともに、本務職員の採用や研修の実施など専門性を確保し、その役割を十分果たせるよう市町へ働きかけます。※第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づいた取組み

①学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、②学校図書館への新聞の複数紙配備(小学校2紙、中学校3紙)、③学校司書等の配置(小・中学校等のおおむね1.3校に1名配置)

[情報収集・発信]

- ・ 学校図書館を活用した取組みの実践発表会を実施します。教員、学校司書、生徒等が実践事例を共有し、意見・情報交換を行います。(高を中心に)
- ・ 読書や調べ物用のおすすめサイト等の情報を提供します。(小・中・高)【デ】

③ 特別支援学校における取組み

[出会いの創出]

- ・ 障がいのある子どもたちの読書環境整備のため、バリアフリー図書(点字図書、LLブック<sup>7</sup>、マルチメディアDAISY図書<sup>8</sup>等)の充実を推進します。

【デ】【バ】

- ・ バリアフリー図書体験セットの貸出やリーディングトラッカー<sup>48</sup>作成ワークショップ等、読書バリアフリーに関する普及活動を行います。

【バ】

- ・ 県立図書館から特別支援学校への図書貸出を支援し、希望する本の貸出、配送を実施します。【バ】

- ・ 県立図書館職員が特別支援学校を訪問して読み聞かせ等を行い、読書活動推進を図ります。【バ】(再掲)



リーディングトラッカーを使っている様子

[情報収集・発信]

- ・ 国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス<sup>49</sup>やサピエ図書館<sup>50</sup>等のバリアフリー図書等に関する情報の提供を行い、視覚障害者等用サービス等の利用促進を図ります。【デ】【バ】

#### (4) 全ての活動の基礎となる県の取組み

これまで述べてきた取組みが効果的かつ円滑に推進できるよう、県では、以下のような取組みを実施します。

<sup>48</sup> リーディングトラッカー:識字困難者に有効な読書補助具

<sup>49</sup> 国立国会図書館視覚障害者用データ送信サービス:国立国会図書館や大学図書館等が制作したDAISY・テキストデータ・点字データなどをインターネット経由で利用できる。

<sup>50</sup> サピエ図書館:国視覚障害者情報提供施設協会が運営するインターネット上の電子図書館。録音・点字・電子図書をパソコン・スマートフォン・専用機器を使って、読んだり聞いたりできる。

#### [出会いの創出]

- ・ 県内図書館職員、学校関係者や書店員等が、乳幼児から高校生までの各成長段階に応じ、文学や科学、芸術など幅広いジャンルから推奨図書を選定します。選定後も見直しを継続的に実施します。
- ・ 図書館、書店等で推奨図書のコーナーの設置を呼びかけます。
- ・ 県内全域で子どもの読書活動推進を図るため、市町の子ども読書活動推進計画の策定および見直しを支援します。
- ・ 家庭、地域、学校等を通じた社会全体で、子どもが読書に親しむ環境づくりを進めるため、子どもの読書市町担当者会議を実施します。

#### [人づくり]

- ・ 子ども読書ボランティアの優れた活動を積極的に表彰し、さらなる活動の活性化を促します。

#### [情報収集・発信]

- ・ 子どもの読書活動に関する情報を集約し、ホームページ等で発信します。【デ】

#### [計画の推進体制]

- ・ 本計画の推進にあたっては、取組みについて積極的な情報発信を行い、家庭・地域・図書館・学校・幼稚園等・市町、相互の連携を図りながら、施策を効果的に推進します。
- ・ 子どもの読書活動推進会議を開催し、計画の進捗状況の管理や、取組みについて協議し、施策を効果的に推進します。

## 5. 目標の設定

本計画では、指標を設定し、進捗状況の管理を行います。5年後の目標を設定し、読書が「好き、楽しい」と肯定的にとらえる子どもが増えることを目指します。

指標		現状	目標 (R11)
・ 「読書が好き」な児童・生徒の割合	小6	68.6% (R5)	70.0%
	中3	64.1% (R5)	65.0%
・ 読書をしている児童・生徒の割合	小6	83.8% (R6.6)	85.0%
	中3	68.1% (R6.6)	70.0%

- ・ 令和5年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)
- ・ 令和6年度生活や学習、学級に関する調査(福井県教育研究所)